

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 11日

カブシキガイシャトーシンギケン

申請者 氏名又は名称 株式会社トーシン技建  
 住所 奈良県御所市大字東辻69番地の3  
 代表者氏名 藤田江梨子 フジタエリコ  
 電話番号 0745-49-0707  
 FAX番号 0745-49-0707  
 メールアドレス [fujita-water-system@dream.jp](mailto:fujita-water-system@dream.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 11 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ トーシンギケン  
株式会社トーシン技建

住 所 奈良県御所市大字東辻 69 番地の 3

ダイタク  
代表取締役

代表者氏名 フジタ エリコ  
藤田江梨子

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
<small>フ</small> 氏	<small>リ</small> 氏
<small>ガ</small> 氏	<small>ナ</small> 氏
代表 取締役 <small>フジタ エリコ</small> 藤田江梨子	
取締役 <small>ササキ シンゲル</small> 佐々木 茂	
事業の範囲	建設業 管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 トーシン技建 カブシキガイシャ トーシンキケン
上記事業所の所在地	郵便番号 639-2205 住所 奈良県御所市大字東辻 69 番地の 3  電話番号 0745-49-0707 F AX 番号 0745-49-0707 メールアドレス fujita-water-system@dream.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
藤田 裕樹 フジタ ユキ	第 246002 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 8 月11日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	スーパーソー	刃渡り 300mm	8	
	塩ビカッター	13～65	4	
	セーバーソー	150φまで切断	3	
管の加工用の 機械器具 管の接合用の機械器具	金でのりのこ やり パイプおじかき器		1 1 1	
	トーチランプ	ガスボンベ式 13～100	3	
	パイプレンチ		6	
水圧テストポンプ	手動式ポンプ	2.0Mpa	4	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 11 日

申請者

氏名又は名称	株式会社トーシン技建
住 所	奈良県御所市大字東辻69番地の3
代表者氏名	<small>代表取締役</small> 藤田江梨子

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良県御所市大字東辻69番地の3  
株式会社トーシン技建

会社法人等番号	1500-01-026357
商号	株式会社トーシン技建
本店	奈良県御所市大字東辻69番地の3
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和5年4月25日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業</li> <li>2. 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事の設計、施工、監理及び請負</li> <li>3. 前各号に附帯関連する一切の事業</li> </ol>
発行可能株式総数	3000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金200万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 藤田江梨子
	取締役 佐々木茂
	奈良県御所市大字東辻69番地の3 代表取締役 藤田江梨子
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 4月25日登記</p>



奈良県御所市大字東辻69番地の3  
株式会社トーシン技建



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 8月14日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

畑 山 尚 江



# 定 款

株式会社トーシン技建



# 株式会社トーシン技建 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社トーシン技建と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業
2. 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、解体工事の設計、施工、監理及び請負
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県御所市に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

### (株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

### (相続人等に対する株式の売渡請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

#### (手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### (基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

#### (株主の氏名又は名称並びに住所等の届出)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

#### (募集株式の発行)

第13条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

3 株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の決定により定める。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

3 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

4 第2項の規定にかかわらず、株主総会はその株主総会において議決権を行使するこ

とができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、取締役の過半数をもって定めた順位により、他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

#### (総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、10年間当会社の本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第19条 当会社に取締役1名以上を置く。

#### (取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。



#### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名以上を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 株主総会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

3 取締役が1名の場合又は代表取締役が1名の場合は、その者を社長とし、代表取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を社長とし、株主総会の決議によってこれを定める。

4 社長は、会社の業務を統轄する。

#### (取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 計 算

#### (事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (剰余金の配当等)

第25条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行う。

#### (配当の除斥期間)

第26条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当財産には利息をつけない。

### 第6章 附 則

#### (設立に際して出資される財産の価額等)

第27条 当社の設立に際して出資される財産の価額、発行する株式の総数及びその発行価額は、次のとおりである。

出資される財産の価額	金200万円
発行する株式の総数	200株
発行価額(1株につき)	金1万円

#### (資本金の額)

第28条 当社の成立後の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当社に対して払込みをした財産の全額とする。

#### (設立時取締役及び設立時代表取締役)

第29条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	藤田 江梨子
設立時取締役	佐々木 茂
設立時代表取締役	藤田 江梨子

(本店所在場所)

第30条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店所在場所 奈良県御所市大字東辻69番地の3

(発起人の氏名及び住所等)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が割当を受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりとする。

奈良県御所市大字東辻69番地の3

発起人	藤田 裕樹
割当を受ける株式数	200株
払い込む金銭の額	金200万円

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年3月31日までとする。

以上、株式会社トーシン技建の設立に際し、発起人の定款作成代理人である司法書士河野明音は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年3月20日

株式会社トーシン技建

発起人 藤田 裕樹

定款作成代理人

司法書士 河野 明音



8-00土東市御所県奈良 2025-0307  
登録ビジー 株式会社  
千栄工田藤 登録代理人

令和5年8月14日

〒639-2205 奈良県御所市東辻69-3  
株式会社 トーシン技建  
代表取締役 藤田江梨子



現行のものと相違ない



労働安全衛生法による技能講習修了証

技能講習種別	石綿作業主任者		
氏名	藤田 裕樹	生年月日	昭和55年 8月10日生
修了証番号	00-09342	交付年月日	令和 4年11月16日
住所	奈良県		
〈備考〉			
大阪労働局長登録教習機関(登録第1号) 公益社団法人 大阪労働基準連合会長			

一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証



第 00-01303号

氏名 藤田 裕樹  
生年月日 昭和55年 8月10日生  
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める一般建築物石綿含有建材調査者講習を修了したことを証します  
令和 5年 1月29日交付

公益社団法人 大阪労働基準連合会長

奈良県排水設備工事責任技術者証(更新)

K21202号

氏名 藤田 裕樹  
生年月日 昭和55年8月10日

上記の者は、奈良県下水道排水設備工事責任技術者として更新講習を受け知識技能を認定された責任技術者であることを証します。

交付 令和3年9月8日  
有効期限 令和9年3月31日

奈良県下水道協会会長

水道配水用  
ポリエチレン管・継手 施工講習



受講証

水道配水用ポリエチレン配管に関する施工講習を受講されたことを証します。

受講証番号 22P024  
生年月日 昭和55年8月10日  
氏名 藤田 裕樹

接合方式	講習内容
EF	EF継手類・分水EFサドル
メカニカル	サドル付分水栓(鑄鉄サドル) 離脱防止型継輪

発行日 令和4年5月20日

配水用ポリエチレンパイプシステム協会

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第246002号  
交付年月日 平成20年 2月28日  
本籍 奈良県  
フリガナ フシ タ ユウキ  
氏名 藤田 裕樹  
生年月日 昭和55年 8月10日

写真の書換え期限  
平成30年  
5月15日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

ガス可とう管接続工事監督者講習修了証

登録番号	29180039
氏名	藤田 裕樹
生年月日	昭和55年8月10日

上記の者は、ガス可とう管接続工事監督者講習を修了したことを証明します。

平成31年1月24日

一般財団法人 日本ガス機器検査協会

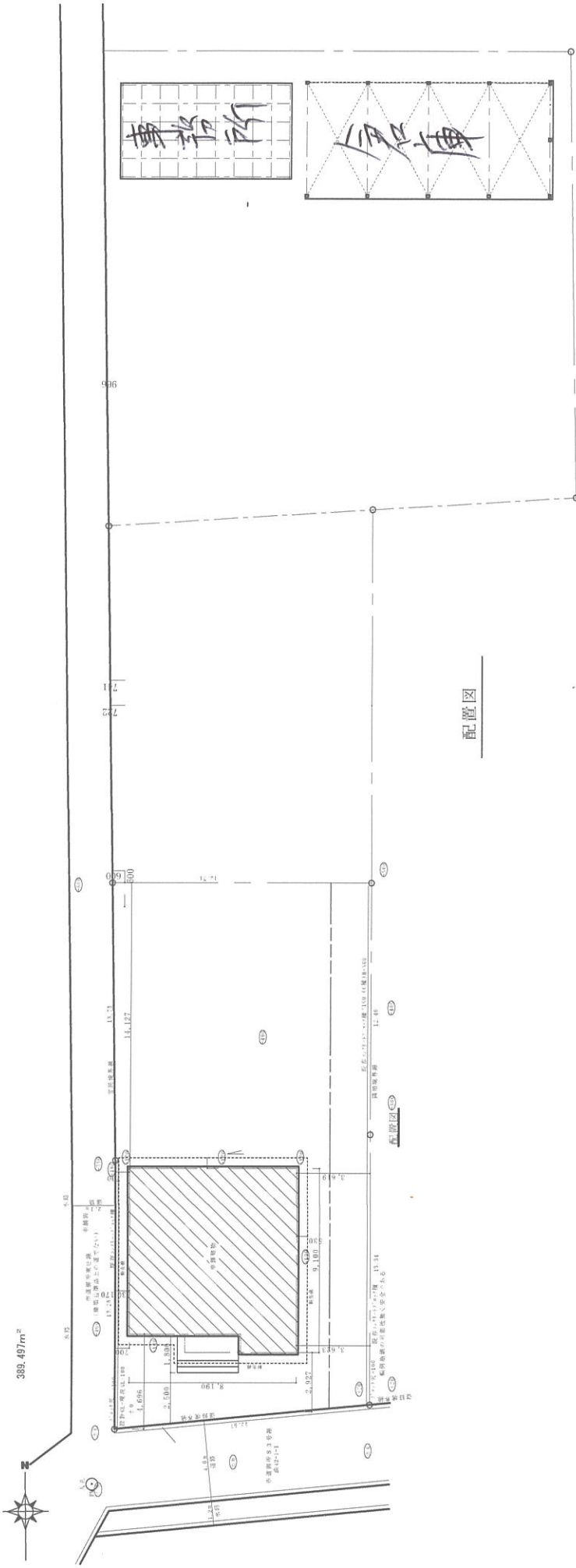


付近見取り図

奈良県御所市大字東辻69番地の3



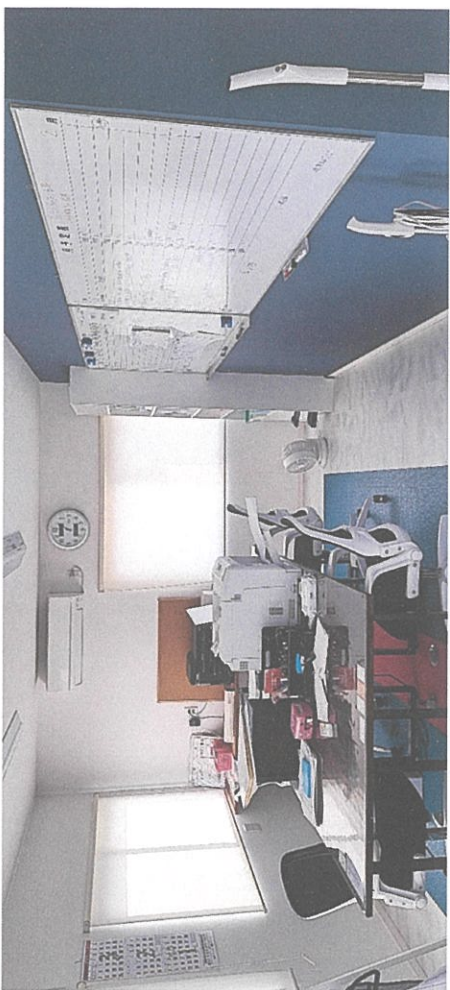
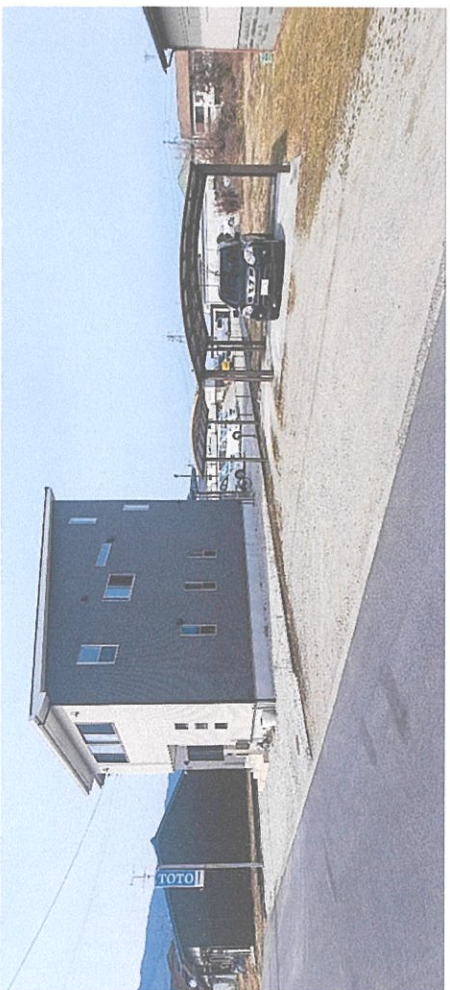
389.497m<sup>2</sup>



配置図

<b>Comfort - Office</b> コンフォルト・オフィス 二級建築士(大版) 登録第32863号 長岡 武	訂正事項	工事名称	図面名称	担当	担当	図番
	所在地	フジタ水道社屋	敷地面積計算 配置図	長岡		
	設計年月日	縮尺	1/200			





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 11 日

カブシキガイシャトーシンギケン

申請者 氏名又は名称 株式会社トーシン技建  
 住所 奈良県御所市大字東辻69番地の3  
 代表者氏名 ~~代表取締役~~ 藤田江梨子 フジタエリコ  
 電話番号 0745-49-0707  
 FAX番号 0745-49-0707  
 メールアドレス [fujita-water-system@dream.jp](mailto:fujita-water-system@dream.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 8月 11日

届出者

氏名又は名称 株式会社トーシン技建  
住 所 奈良県御所市大字東辻 69 番地の 3  
代表者氏名 藤田江梨子

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社トーシン技建	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
フジタユウキ 藤田裕樹	第 246002 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



労働安全衛生法による技能講習修了証

技能講習種別 **石綿作業主任者**

氏名 **藤田 裕樹** 生年月日 **昭和55年 8月10日生**

修了証番号 **00-09342** 交付年月日 **令和 4年11月16日**

住所 **奈良県**

〈備考〉

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)  
公益社団法人 **大阪労働基準連合会長**

一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証

第 00-01303 号

氏名 **藤田 裕樹**  
生年月日 **昭和55年 8月10日生**

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める一般建築物石綿含有建材調査者講習を修了したことを証します  
令和 5年 1月29日交付

公益社団法人 **大阪労働基準連合会長**

奈良県排水設備工事責任技術者証(更新)

K21202号 氏名 **藤田 裕樹**  
生年月日 **昭和55年8月10日**

上記の者は、奈良県下水道排水設備工事責任技術者として更新講習を受け知識技能を認定された責任技術者であることを証します。

交付 **令和3年9月8日**  
有効期限 **令和9年3月31日**

奈良県下水道協会会長

水道配水用  
ポリエチレン管・継手 施工講習

**POLITEC**

受講証

水道配水用ポリエチレン配管に関する施工講習を受講されたことを証します。

受講証番号 **22P024**  
生年月日 **昭和55年8月10日**  
氏名 **藤田 裕樹**

接合方式	講習内容
EF	EF継手類・分水EFサドル
メカニカル	サドル付分水栓(鑄鉄サドル) 離脱防止型継輪

発行日 **令和4年5月20日**  
配水用ポリエチレンパイプシステム協会

給水装置工事主任技術者証

免状番号 **第246002号**  
交付年月日 **平成20年 2月28日**  
本籍 **奈良県**  
フリガナ **フシ タ ユウキ**  
氏名 **藤田 裕樹**  
生年月日 **昭和55年 8月10日**

写真の書換え期限  
平成30年  
5月15日

財団法人 **給水工事技術振興財団理事長**

ガス可とう管接続工事監督者講習修了証

登録番号	<b>29180039</b>
氏名	<b>藤田 裕樹</b>
生年月日	<b>昭和55年8月10日</b>

上記の者は、ガス可とう管接続工事監督者講習を修了したことを証明します。  
平成31年1月24日

一般財団法人 **日本ガス機器検査協会**